【別表1】 県内の施設又は事業の一覧

設置根拠法	施設・事業種別
児童福祉法第7条	保育所
	幼保連携型認定こども園
学校教育法第1条	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動(預 かり保育)を常時実施している施設
	幼稚園のうち、「認定こども園」への移行を予定してい る施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的 な提供の推進に関する法律第2条第6項	認定こども園
児童福祉法第6条の3第9項から第12項に規定する事業(同法第34条の15第1項の規定により市町村が行うもの及び同条第2項による認可を受けたもの)	家庭的保育事業(市町村が行うもの及び市町村長の認可 を受けたもの)
	小規模保育事業(市町村が行うもの及び市町村長の認可 を受けたもの)
	居宅訪問型保育事業(市町村が行うもの及び市町村長の 認可を受けたもの)
	事業所内保育事業(市町村が行うもの及び市町村長の認可を受けたもの)
児童福祉法第6条の3第13項(同法第34条の18 第1項の規定による届出を行ったもの)	病児保育事業(県知事に届出を行ったもの)
児童福祉法第6条の3第7項(同法第34条の12 第1項の規定による届出を行ったもの)	一時預かり事業(県知事に届出を行ったもの)
子ども・子育て支援法第30条第1項第4号	離島その他の地域において特例保育を実施する施設
	認可外保育施設うち、地方公共団体における単独保育施 策(いわゆる保育室・家庭的保育事業類に類するもの) において保育を行っている施設
子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1	企業主導型保育事業